

4 保険料免除の所得基準が一部緩和されます。(国民年金)
 扶養者控除がないために若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

単身世帯の方の保険料免除の所得基準の目安(年収ベース)

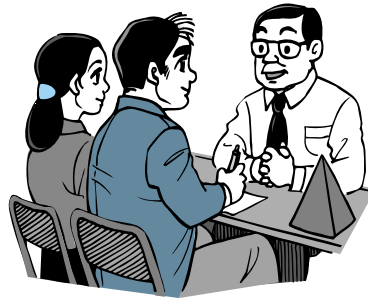
	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
	↓	↓
平成17年度	122万円	227万円

今回の改正により、特例の届出をしていただくことにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。(下表参照)

なお、平成17年3月までに第3号の届出があり、「保険料未納の取り扱い」と判明した期間については、特例の届出は必要ありません。該当する方には、自動的に保険料納付済の期間への変更が行われ、社会保険庁から4月下旬にお知らせが送付されます。

5 第3号被保険者の特例が実施されます。
 第3号被保険者(厚生年金保険等)に加入する方の被扶養配偶者)の届出の特例が認められます。

改正以前には、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年前までさかのぼって第3号被保険者の期間となり、それ以前の期間は、「保険料未納の取り扱い」となっていました。



また、該当する方であって年金受給中の方は、年金額が増額となる場合がありますが、この年金額の改定についても、社会保険庁で実施するため、特に出る必要はありません。

改正前

昭61.4	第3号該当	原則による遡及	届出	現在
		保険料未納の扱い	保険料納付済期間	保険料納付済期間
		← 2年間 ←		

改正後

昭61.4	第3号該当	原則による遡及	届出	現在
		保険料納付済期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間
		← 特例措置 ← ← 2年間 ←		

6 特別障害給付金制度が始まります。

この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。対象となるのは、次の方です。

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者
- ・任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方

請求書の受付は、平成17年4月1日から役場で受付を開始します。給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求する方は、平成17年4月中に請求書を提出してください。(5月に請求した場合は6月分からの支給となります。)

障害認定事務は、過去の状況を確認するなど、個々のケースにもよりますが、支給の決定までに数か月要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。(支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給されます。)

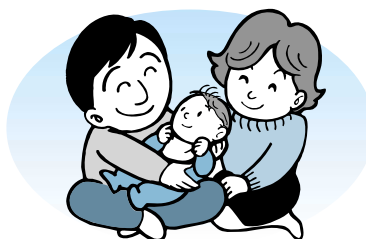
なお、収入や年金受給の状況によって支給が制限される場合があります。



平成17年度からのその他の改正点
 (詳細は平塚社会保険事務所へお問い合わせください。)

7 育児期間中の配慮措置が拡充されます。(厚生年金)
 育児休業期間中の保険料免除制度が拡充されます。育児しながら勤務する方への配慮措置が実施されます。

8 60歳代前半の在職老齢年金制度の見直し



- ・問い合わせ
 平塚社会保険事務所
 ☎(22)1515
- ・町民課
 ☎内線247・275